

那覇市地域型保育事業における連携施設に係る取扱い指針

1 指針の目的

この指針は、那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という）第8条に基づき家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者（以下「地域型保育事業者等」という。）が確保する連携施設との連携協力の内容等に係る基準を示すことで、地域型保育事業者等と連携施設との円滑な協議に資することを目的とする。

2 連携施設の概要

(1) 連携施設とすることができる施設(条例第8条)

地域型保育事業者等と連携協力を行う連携施設とすることができる施設は、保育所、幼稚園又は認定こども園とする。

(2) 連携協力の内容

連携協力の内容は次のとおりとし、全ての連携協力が確保されるものとする。ただし、保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、①及び②に係る連携協力を求めることを要しない。（条例第47条）

① 保育内容の支援(条例第8条第1号)

② 代替保育の提供(条例第8条第2号)

③ 卒園後の受入れ(条例第8条第3号)

(3) 連携協力の形態

連携協力の形態は、次のとおりとする。

① 連携協力のすべての内容を一又は複数の連携施設と連携協力すること。

② 連携協力の内容ごとに、又は、内容を組み合わせて複数の連携施設と連携協力すること。

③ 連携施設となる施設は、複数の地域型保育事業者等と連携協力することができること。

(4) 連携施設の確保

地域型保育事業者等は、条例に基づく連携施設の確保に向けた取組みを行わなければならない。ただし、連携施設を確保することが困難な場合は、地域型保育事業者等からの求めに応じて、本市が必要な支援を行うものとする。

(5) 文書による協定の締結等

- ① 地域型保育事業者等と連携施設は、連携協力の内容、事故への対応及び連携に係る経費の負担等に係る協定を文書により締結するものとする。なお、地域型保育事業者等と連携施設の設置者が同一の場合の文書は、連携内容について協議した議事録等で代えることができるものとする。
- ② 地域型保育事業者等と連携施設は、前項の文書を作成したときは、同文書の写しを速やかに本市に提出するものとし、本市はその内容を確認するものとする。
- ③ 本市は、連携協力の内容等について、利用者への情報提供を行う。

3 連携協力の内容の基準

連携協力の内容は、次に掲げる基準を踏まえ連携施設との協議により決定するものとする。

(1) 保育内容の支援(条例第8条第1号)

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

<具体的な内容・基準>

表の項目中「相談・助言」は必須とし、その他は必要に応じて連携協力する項目とする。

項 目	内 容
相談・助言	保護者等への支援などについて、連携施設への相談を行い、助言を受けること。
給食に関する支援	[自園調理を行う場合] 連携施設は、献立の作成その他給食の実施に関し必要な助言を行うこと。

	<p>[連携施設からの搬入を行う場合]</p> <p>① 連携施設において献立を作成し、離乳食対応やアレルギー児対応、体調不良時対応などを行うこと。</p> <p>② 衛生管理、適温給食等を考慮した搬入方法について取り決めること。</p> <p>③ 献立作成を含めた給食調理、搬入方法及び費用負担等に関する契約を締結すること。</p>
合同健康診断	<p>連携施設と地域型保育事業者等で同一の嘱託医に委嘱する場合は、必要に応じ、連携施設と地域型保育事業者等の合同で健康診断¹を行うこと。</p>
園庭の開放	<p>連携施設は、当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放すること。</p>
合同保育の実施	<p>連携施設は、当該連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行うこと。</p>

(2) 代替保育の提供（条例第8条第2号）

必要に応じて、連携施設において代替保育（地域型保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該地域型保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下同じ。）を提供すること。なお、代替保育の提供方法（連携施設において保育を提供するか、代替要員の派遣を受けるか）については、双方の協議により決定することができる。

<具体的な内容・基準>

項目	内容
代替保育が必要な場合の取決め	<p>代替保育が必要となる場合について、定めること。</p> <p>[代替保育が必要となる例]</p> <p>① 保育従事者の疾病、休暇取得、研修参加等により職員の配置基準を満たすことができない場合</p>

¹ 条例第 19 条第 1 項に基づき年 2 回以上実施すること

	<p>② 災害等により必要な保育を提供することが困難となった場合</p>
<p>代替保育の提供を拒むことができる場合の取決め</p>	<p>上記にかかわらず、代替保育を実施することにより、連携施設において施設の運営に支障が生じるおそれがある場合は、代替保育の提供を拒むことができる。</p> <p>[代替保育の提供を拒むことができる例]</p> <p>① 代替保育を提供することにより、連携施設における職員の配置基準や面積基準を満たせなくなる場合</p> <p>② 児童の伝染性の疾病(疑いを含む。)により重篤な感染等の恐れがある場合</p> <p>③ 通常の保育を超える注意を要する特別な支援が必要な児童がおり、当該児童のために必要な人員を配置できない場合</p> <p>④ 連携施設で代替保育を行うことについて、地域型保育事業者等を利用する児童の保護者より同意が得られない場合</p> <p>⑤ 代替保育を受ける児童の保護者の連絡先、アレルギー情報など、代替保育に必要な情報が得られない場合</p> <p>⑥ 地域型保育事業者等と連携施設との協定により定められた費用負担について、滞納がある場合</p>
<p>費用負担</p>	<p>費用負担の額等について、協定において定めておくこと。なお、費用の額は、一定期間の定額とすること、連携内容ごとに、回数、児童数などに応じた額とすることなど、協議により決定すること。</p>
<p>代替保育中の損害に関する取決め</p>	<p>代替保育中に発生した損害については、原則として、すべて地域型保育事業者等が負うものとし、当該損害に備えて、損害の被害者・加害者のいずれも保障するなどの内容の保険に加入すること。また、</p>

	代替保育中に発生した事件・事故に関しては、原則として、地域型保育事業者の責任において処理するものとし、連携施設に仲介等の負担をかけないように留意すること。
--	---

(3) 卒園後の受入れ(条例第8条第3号)

地域型保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、地域枠の乳幼児に限る。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き、当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

<具体的な内容・基準>

項 目	内 容
優先利用枠の確保に係る連携	<p>連携施設は、連携する地域型保育事業の卒園児が優先的に入所できる枠を確保すること。なお、協定書においては、卒園児数は年度ごとに変動することを踏まえ、一定の枠を確保することを定めた上で、年度ごとの受入れ枠の確保に係る連携内容やその時期などについて、定めておくこと。</p> <p>[受入れ枠の確保に係る連携内容の例]</p> <p>① 地域型保育事業者等は、卒園見込み児童数、利用者の意向など、必要な情報を提供する。</p> <p>② 連携施設は、受入れ枠の確保に関し、必要な情報を提供する。</p> <p>③ 連携施設は、受入れ枠の確保に努めるとともに、地域型保育事業者等と協議のうえ、翌年度当初の甲への受入れ児童数を決定するものとする。</p>

4 連携施設の確保に係る経過措置

(1) 経過措置の要件

地域型保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、必要かつ適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、平成32年3月31

日までの間、連携施設の確保をしないことができる。(条例付則第3条)

同条の適用により事業の認可を受けた場合においても、経過措置期間中、連携施設の確保に努め、期間終了までに確保しなければならない。

なお、地域型保育給付費の支給にあたっては、基本単価中に「連携施設との連携に係る費用」が積算されているため、連携施設が確保されていない期間は、減算の対象となる。

(2) 経過措置の適用を受ける地域型保育事業者等への本市の支援

- ① 適宜に巡回を行い、地域型保育事業者等からの相談に対する助言を行う。
- ② 地域型保育事業の卒園後、引き続き保育の利用を希望する場合は、利用調整において調整点数を設け、優先度を上げることとする。

5 参考資料

- (1) 協定書 ひな形
- (2) 連携内容実績報告書